

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 1 日 (火) 第 163 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (※)

(経営技術課取扱い) 1

規 則

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第55号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和59年鹿児島県規則第92号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第 1 条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第 2 条第 1 項中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

第 3 条第 2 項中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、「名称」を「種類, 名称」に改める。

別記第 1 号様式中「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に改める。

別記第 2 号様式中「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」

登 録 又 は 受 理 番 号	肥 料 の 名 称

に,

登 録 又 は 受 理 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称

を

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の肥料取締法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。